

芳田自治協議会規約

（目的）

第1条 本会は、芳田地区住民の絆を深めて地区を活性化し、地区が抱えるさまざまな課題を解決して、住民誰もが生き生きと暮らしていける芳田の里の実現をめざすことを目的とする。

（設置）

第2条 本会は、西脇市自治基本条例第14条の規定に基づく地域自治協議会として設置する。

（名称）

第3条 本会は、芳田自治協議会という。

（事務所の位置）

第4条 本会の事務所を芳田の里ふれあい館（西脇市岡崎町172-28）内に置く。

（活動の範囲）

第5条 本会の活動範囲は、芳田地区（以下「地区」という。）内とする。ただし、他の協議会などと協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

（事業）

第6条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区まちづくり計画の策定及びその計画に基づく事業の実施に関すること。
- (2) 地区の課題解決のための協議及び事業の実施に関すること。
- (3) 地区の情報発信に関すること。
- (4) 地区区長会との連絡調整に関すること。
- (5) 関係諸団体との連携に関すること。
- (6) 行政との協働に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要な活動に関すること。

（会員）

第7条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区区長会
- (3) 地区内で活動する各種団体
- (4) 地区内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
- (5) 地区内で活動する個人、法人及びその他の団体

（運営委員）

第8条 本会に運営委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、会員のうち、次の者をもって充てる。

- (1) 区長及び自治会長

- (2) 地区に居住する住民のうち、理事会が承認した者
 - (3) 前条 3 号に掲げる各種団体から選ばれた者
 - (4) 前条 4 号及び 5 号に掲げる個人のうち、理事会が承認した者
 - (5) 同各号に掲げる法人及びその他の団体から選出された者のうち、理事会が承認した者
- (協力員)

第 9 条 本会に協力員を置く。

- 2 協力員は、芳田地区の活性化のために本会と連携して活動する者とする。
- (役員)

第 10 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 5 名以内
 - (3) 理事 25 名以内
 - (4) 会計 1 名
 - (5) 監査 2 名
- 2 会長、副会長、会計及び監査は、総会において選出する。
 - 3 理事は、区長、部会長、副部会長及び事業部会が推薦する者をもって充てる。
- (役員職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 3 理事は、本会の運営を補佐する。
 - 4 会計は、本会の会計事務を処理する。
 - 5 監査は、本会の会計事務を監査する。
- (任期)

第 12 条 役員及び委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会議)

第 13 条 本会の会議は、総会、役員会、理事会及び事業部会とする。

- 2 理事会は、地区が抱える課題に対し、必要と認められるときは、課題解決のための委員会を開催することができる。
- (総会)

第 14 条 総会は、第 8 条に規定する委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は構成員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地区まちづくり計画の策定及び変更に関すること
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (3) 役員の選出に関すること
 - (4) 本会の事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること
 - (5) その他重要事項に関すること
- 8 総会は、原則全て公開とし、会長が認めたものは傍聴することができる。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。

- 2 役員会は、本会の運営に関する事項等について審議決定する。
- 3 役員会は、会長が招集し、会長が指名する者が議長を務める。
- 4 会長は、必要と認められるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、総会において諮るべき事項及び本会の運営に関する事項、各事業部会間の事業の調整等について審議決定する。
- 3 理事会は、会長が招集し、会長が指名する者が議長を務める。
- 4 会長は、必要と認められるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事業部会)

第17条 第6条に掲げる事業を実施するため、本会に事業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会委員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表して会務を統括するとともに、部会の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

8 部会長は、必要と認められるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(委員会)

第18条 委員会は、会長、副会長、及び検討課題に関わる運営委員をもって構成する。

2 委員会は、地区が抱える課題に対し、その解決策について審議決定する。

3 委員会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務員を置く。

3 事務局長は、会長が任命する。

4 事務局長は、本会の会務及び会計事務を掌握する。

5 事務員は、事務局長の命を受け、本会の事務全般をつかさどる。

(会計)

第20条 本会の運営等に関する経費は、交付金、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(雑則)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、令和3年11月26日から施行する。

令和6年4月28日に一部改定する。

協力員の条文を追加。

令和7年4月27日に一部改定する。

副会長を4名以内から5名以内に変更。